

社会保険にいがた

1

一般財団法人新潟県社会保険協会

2025
NO.941

1

- 「ねんきんネット」について
- 国民年金保険料のお支払いは便利でお得な口座振替・クレジット納付をご利用ください
- インセンティブ制度 令和5年度結果について ●「医療費のお知らせ」をお送りします
- 会員情報変更届について
- 新潟労働局からのお知らせなど

Contents



飯ずし



村上市・新発田市



IZUSHI

「飯ずし」は

大晦日の年取りのごちそうや正月料理として、村上新発田の家庭で古くから作られてきた保存食。材料は塩引き鮭の切り身、はらこ(いくら)、鮭の氷頭、数の子、すめなどの魚介と、大根やにんじん、れんこんなどの根菜、ゆずなど。それらを、麴を混ぜておいたご飯に塩と酢を加えたものとともに漬けて乳酸発酵させる「なれずし(熟れずし)」の一種だ。北海道や東北地方沿岸部でも作られるが、北海道ではホッケやハタハタを使うことが多い。

なれずしとして有名な料理に“日本三大臭い物”に名を連ねる滋賀県の「鮒ずし」がある。鮒ずしは麴を加えず、半年から数年漬け込むのに対し、飯ずしは麴を加え、発酵期間が短いため、同じなれずしでも香りが穏やかで、素材の旨みと酸味が調和したおいしさがあり、酒にも合う。素材のこだわりと美しさを備えた城下町の大切な郷土料理だ。

作り方は、すし桶の下に笹を敷き、麴を加えて塩と酢で味付けしたご飯を入れて平らにし、塩引き鮭やはらこ、根菜などの具をのせて笹の葉を敷き、それを数段重ねる。最後に笹をのせて中ぶたをして重石をのせ、ふたをする。涼しい場所



で約2週間発酵させる。かつては12月10日ころになるとこの家でも飯ずしの仕込みが始まり、各家に専用の漬け桶があったそうだ。飯ずし作りの名人たちは、ご飯に麴を混ぜるときに清酒をふりかけるなどの“技”も駆使していた。

現在は手作りする人は少なくなったが、村上の鮭専門店や地元の鮮魚店などで時期になると販売されている。「何はなくとも飯ずし一皿あれば、食膳ははなやいでくる」(『新潟の食事』)といわれる美しい料理を味わってほしい。

文/高橋真理子(NPO法人にいがた食の図書館) イラスト/荒井晴美

会員事業所の皆様へ

新年のご挨拶



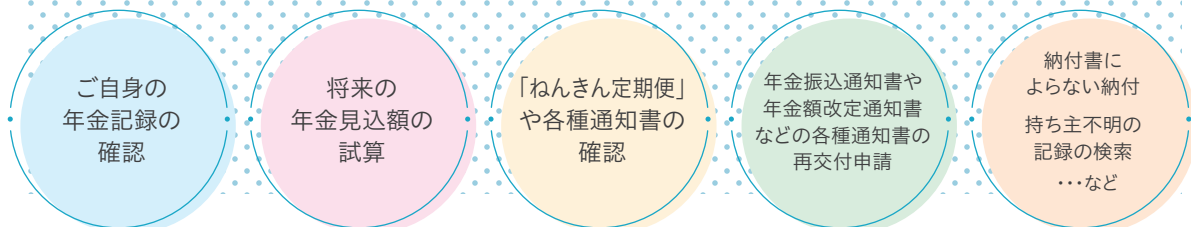
あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新春を迎えられたことと喜び申し上げます。昨年中は、当協会の事業運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。来る令和7年度も、広報紙による社会保険等に関する各種情報の提供をはじめ、事務担当者や従業員の社会保険等に関する知識習得を目的とした社会保険事務講習会・各種セミナーの開催、従業員・ご家族の健康づくりや福利厚生を目的とした各種リクリエーション事業及び助成事業の実施について、一層の充実に取り組む所存でございます。引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。貴事業所様の益々のご発展と事業主様はじめ従業員様のご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

一般財団法人新潟県社会保険協会会長 役員・職員一同

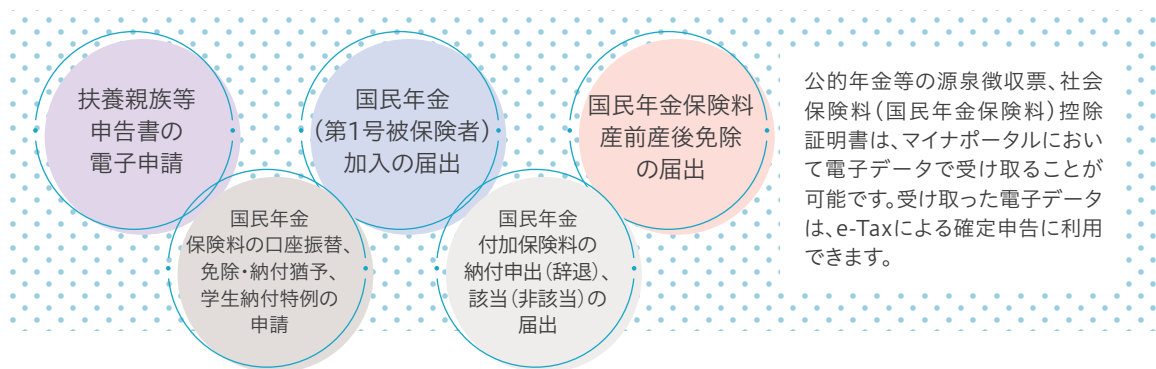
「ねんきんネット」について

「ねんきんネット」はスマートフォン等からご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」を使ってできること



さらに! マイナポータルとの連携でできること



今後もますます便利になる「ねんきんネット」、この機会に始めてみませんか?

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携する際は、スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください。マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「年金」を選択し、遷移後のページ内の「トップページ(ねんきんネット)」を選択し、「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択し、「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力することで連携が完了します。また、日本年金機構では、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」のペーパーレス化を推進しています。「ねんきん定期便」をはじめとする各種通知書は、ねんきんネットをご利用いただくことで、電子版としてパソコンやスマートフォンから確認・ダウンロードすることができ、とても便利です。



利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



国民年金保険料のお支払いは 便利でお得な口座振替・クレジット納付をご利用ください

お申込みについて、事前のお手続きが必要になります。申出をいただいた翌月以降に振替を開始しますが、初回振替日によって前納期間が異なりますので、余裕を持ってお手続きいただきますようお願いいたします。

初回振替日	初回振替時の振替対象期間		
	6カ月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分(6カ月分)	4月分～翌年3月分(12カ月分)	4月分～翌々年3月分(24カ月分)
5月末日	4月分(1カ月分)【割引なし】※	5月分～翌年3月分(11カ月分)	5月分～翌々年3月分(23カ月分)
6月末日	5月分(1カ月分)【割引なし】※	6月分～翌年3月分(10カ月分)	6月分～翌々年3月分(22カ月分)
7月末日	6月分(1カ月分)【割引なし】※	7月分～翌年3月分(9カ月分)	7月分～翌々年3月分(21カ月分)
8月末日	7月分(1カ月分)【割引なし】※	8月分～翌年3月分(8カ月分)	8月分～翌々年3月分(20カ月分)
9月末日	8月分(1カ月分)【割引なし】※	9月分～翌年3月分(7カ月分)	9月分～翌々年3月分(19カ月分)
10月末日	10月分～翌年3月分(6カ月分)	10月分～翌年3月分(6カ月分)	10月分～翌々年3月分(18カ月分)
11月末日	11月分～翌年3月分(5カ月分)	11月分～翌年3月分(5カ月分)	11月分～翌々年3月分(17カ月分)
12月末日	12月分～翌年3月分(4カ月分)	12月分～翌年3月分(4カ月分)	12月分～翌々年3月分(16カ月分)
1月末日	1月分～3月分(3カ月分)	1月分～3月分(3カ月分)	1月分～翌年3月分(15カ月分)
2月末日	2月分～3月分(2カ月分)	2月分～3月分(2カ月分)	2月分～翌年3月分(14カ月分)
3月末日	3月分(1カ月分)	3月分(1カ月分)	3月分～翌年3月分(13カ月分)

口座振替の種類	割引額	
	口座振替	クレジット納付・現金納付
通常の納付 (翌月末振替・納付)	0円	0円
早割 (当月末振替)	60円	-
6カ月前納	1,160円	830円
1年前納	4,270円	3,620円
2年前納	16,590円	15,290円

※6カ月前納をお申し込みされ、初回振替日が5月末から9月末となる場合は、前月分の保険料を初回振替日以降、毎月、9月末まで振替します。その後、10月末に9月分の保険料と10月分から3月分までの6カ月前納の保険料を振替します。

詳しくは、お近くの年金事務所国民年金課へお問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp>

令和7年 2月の出張年金相談のご案内

予約制

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1013)	五泉市村松支所	2月6日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	五泉市福社会館	2月20日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿賀町役場本庁	2月27日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住いの方は『テレビ電話相談』も実施しております	個室でプライバシーに配慮しています! むずかしい操作は一切ありません! お好きな日・時間に予約ができます! 対面相談と同じ相談が可能です!
会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)		
長岡 (0258-88-0006)	小千谷市民会館	2月12日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	小出ボランティアセンター	2月27日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
上越 (025-524-4115)	糸魚川市役所	2月12日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
		2月26日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
三条 (0256-32-2820)	見附市市民交流センターネーブルみつけ	2月26日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村上市役所	2月12日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		2月26日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿賀野市水原総合体育館	2月19日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
六日町 (025-716-0008)	十日町地域地場産業振興センター(クロス10)	2月13日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		2月27日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。



年金相談に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」をご利用ください

0570-05-1165

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします

対象者 令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

インセンティブ制度 令和5年度結果について

「インセンティブ制度」とは5つの評価指標に基づき、47都道府県支部単位で順位づけし、上位15支部の保険料率を引き下げる制度です(結果は2年後の保険料率に反映)。この度、令和5年度の数値に基づいた新潟支部の実績がでましたのでお知らせします。

5つの評価指標

<p>特定健診等の実施率</p> <p>4位</p> <p>新潟支部: 70.4% 全 国: 57.4%</p>	<p>特定保健指導の実施率</p> <p>21位</p> <p>新潟支部: 24.2% 全 国: 19.4%</p>	<p>特定保健指導対象者の減少率</p> <p>13位</p> <p>新潟支部: 34.2% 全 国: 33.7%</p>	<p>要治療者の医療機関受診率</p> <p>12位</p> <p>新潟支部: 36.1% 全 国: 33.3%</p>	<p>後発医薬品の使用割合</p> <p>12位</p> <p>新潟支部: 84.8% 全 国: 83.1%</p>
---	---	--	---	---

令和5年度
新潟支部

総合順位
8位

／47支部

(令和4年度10位)

加入者の皆様の取り組み結果により、令和5年度の新潟支部の実績は総合順位第8位となり、令和7年度の保険料率の引き下げ(0.052%の減算)につながる結果となりました。すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。



令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

被保険者様

生活習慣病予防健診

35歳～74歳の被保険者の方を対象に生活習慣病やがんの早期発見・早期治療をするために実施しています。

ご案内を緑色の封筒で事業所様あてに令和7年3月にお送りします。》》》》

➤ 申込方法

- 受診希望の健診実施機関へ電話等でご予約を行ってください。
 - 資格確認を行うため受診時には必ずマイナ保険証等(※)を持参してください。
- (※)資格確認方法は健診機関によって異なるため、詳細は受診予定の健診機関にお問い合わせください。



情報提供サービス：生活習慣病予防健診対象者データダウンロードをご利用ください

- ✓ 生活習慣病予防健診の対象者データを取得できるサービスであり、生活習慣病予防健診のお手続きに役立ちます！
- ✓ 2月下旬ごろには、次年度の健診対象者のデータをダウンロードでき、受診可能である年齢・検査内容の確認にご利用ください！

概要はこちら



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)



スマートフォンから!

「医療費のお知らせ」をお送りします

> 対象期間

主に令和5年9月から令和6年8月までの間に医療機関等に受診された医療費分

> 送付時期

令和7年1月中旬から順次、
事業所様あてにお送りいたします

事業主様への
お願い

「医療費のお知らせ」は被保険者様ごとに封筒に入っております。
開封しないで被保険者様にそのままお渡しください。



直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜでしょうか？

直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業所へ被保険者様への配布をお願いしております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、主に令和5年9月から令和6年8月までの間に医療機関等に受診された分を記載していますが、対象期間中に受診されていない方、作成時点【令和6年11月9日】において健康保険の資格が無い方（新規採用者、退職者など）については作成していません。



退職した従業員の「医療費のお知らせ」が届いているのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、作成時点【令和6年11月9日】の記録に基づき作成しており、その後、退職等の入力処理が行われた方は送付されることになります。恐れ入りますが、返信用封筒を同封していますので開封しないで当支部までご返送をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は**医療費控除の申告手続きに使用可能**です。



「医療費のお知らせ」に記載されていない令和6年9月から12月分の医療費等については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

※医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる診療報酬明細書(レセプト)が必要となりますが、医療機関等で受診した月から協会けんぽにレセプトが届くまでに少なくとも3か月を要します。2月の確定申告時期までに確実に医療費のお知らせをお届けする必要がありますために8月分までの記載としております。

※医療費控除の申告に関しては、国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署にお問い合わせください。

医療機関における一部負担金の免除について

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、医療機関における一部負担金の免除期間を令和7年6月30日まで延長することとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和7年1月1日以降、医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには、原則として、免除証明書の提示が必要となります。免除の対象となる方に該当し、免除証明書の交付を希望される場合は「健康保険一部負担金等免除申請書(令和6年能登半島地震)」と必要な証明書を協会けんぽ都道府県支部へご提出ください。

詳細は
こちらから



健康立県通信
.....

がん検診で
未来の自分を見つめよう。



日本人の2人に1人が、がんになると言われており、がんはとても身近な病気です。がんの早期発見のために、がん検診を定期的に受けましょう。

1

日本人の
およそ2人に1人が、
がんになるといわれています



2

がん検診を定期的に受けましょう。

わたしたちができること、それは早期発見！早期治療！

※ 生涯でがんにかかる確率は、男性63%、女性47%
(出典：国立がん研究センターがん対策情報センター)

市町村が実施するがん検診は、どなたでも受診することができます。また、お勤めの職場でがん検診を実施している場合や、人間ドック等でも受診することができます。ただし、対象年齢や受診間隔、実施時期、検査方法、検診料金、検診を行う場所は、市町村によって異なります。詳しくは、下記に記載のあるお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

<https://www.kenko-niigata.com/cancer/yobou/352.html>

お問い合わせ 新潟県健康づくり支援課成人保健係 TEL.025-280-5199



お願い

■ 会員情報変更届について

会員事業所様あて広報紙「社会保険にいがた」や「会費納入のご案内」等の送付物を
 確実にお届けするため、事業所の名称、所在地等に変更があった場合は
 「会員情報変更届」によりお知らせください。

※事業を廃止・休止、被保険者が0人になった等の場合は、(一財)新潟県社会保険協会までご連絡ください。
 ※「会員情報変更届」は、ホームページ ■協会入会のご案内>会員情報の変更について から取得できます。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

会員情報変更届

管理No.

「社会保険にいがた」等をお送りしている封筒の
 事業所名称の下に印字されている数字をご記入ください。

変更前

ふりがな 事業所名称			
所在地	〒		
電話番号		被保険者数	名

変更後

ふりがな 事業所名称			
所在地	〒		
電話番号		被保険者数	名

送付先

一般財団法人 新潟県社会保険協会

FAX.025-290-3201

お知らせ

「施設利用助成券」「代金助成チケット」を有効期限内にご利用ください

有効期限は3月23日(日)までです。「施設利用助成券」「代金助成チケット」の裏面に記載されている対象施設・対象店舗をご確認のうえ、有効期限内にご利用ください。



お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

社会保険事務講習会 2月開催のご案内

どなたでもご参加いただけます
参加費 不要

講習内容 ●従業員の退職・採用に伴う手続き等について ●育児休業中の保険料免除について …… 講師/日本年金機構年金事務所職員
●雇用保険適用事業所の事務手続きについて(電子申請、資格喪失届(離職証明書の書き方)) …… 講師/公共職業安定所職員

開催日	開催時間	会場		定員
2月5日(水)	午後 1時30分 ～ 午後 4時00分	新潟市	新潟市生涯学習センター(第1研修室)	30名
2月6日(木)		上越市	上越市市民プラザ(第二会議室)	52名
2月7日(金)		柏崎市	柏崎市産業文化会館(第1会議室)	24名
2月13日(木)		三条市	燕三条地場産業振興センターリサーチコア(研修室④)	48名
2月14日(金)		新潟市	新潟ユニゾンプラザ(中研修室)	80名
2月18日(火)		南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)	40名
2月19日(水)		長岡市	まちなかキャンパス長岡(301会議室)	56名

※「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。
※各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

申込方法 (一財)新潟県社会保険協会ホームページ[■事業案内1]募集(催事のご案内)]をご確認のうえ同ページに掲載してある(申込書)に必要事項を記入しFAX(025-290-3201)でお申し込みください。



お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

新潟駅から徒歩5分程 無料 街角の年金相談センター新潟

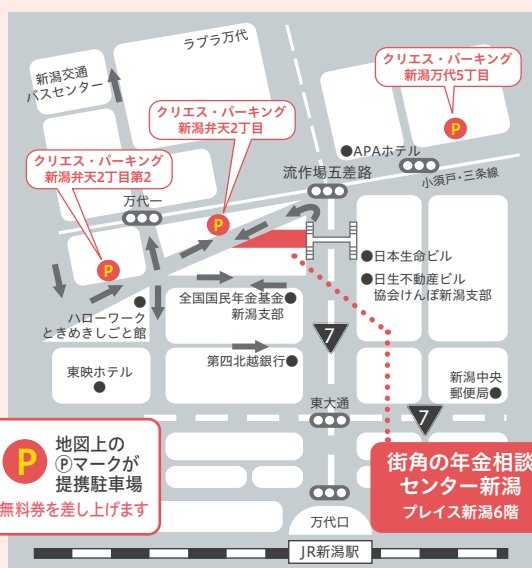
年金の相談や請求手続きなどができます。ご予約のうえお越しください。

所在地 〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目3-26プレイス新潟6階

TEL ご予約 025-244-9246
お問い合わせ | 025-244-9246
電話による年金相談 「ねんきんダイヤル」 | 0570-05-1165
※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165をご利用ください。

年金相談時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

「街角の年金相談センター」は、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。



「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券」 の有効期限は2025年3月31日までです

利用券に記載されている利用(補助)金額が、東京ディズニーランド®/東京ディズニーシー®のパークチケット価格や東京ディズニーセレブレーションホテル等の宿泊費から差し引かれる形でご利用できます。有効期限に注意してご利用ください。



新潟労働局からのお知らせ



平素より、雇用保険業務の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当局における雇用保険電子申請利用に関しては、年々増加傾向にあり、令和6年8月末現在の電子申請率は、全国平均で70.3%となっております。新潟労働局では、税金や社会保険の電子申請と同様、「時間とコストをかせずにいつでも申請可能」をコンセプトに、雇用保険の手続きにおける積極的な電子申請の利用促進を行っております。具体的なメリットは主に以下の3点です。

1 窓口の受付時間にとらわれず、24時間365日、いつでも申請が可能

2 申請に伴う移動時間、交通費、申請書類の郵送料等のコスト削減が可能

3 申請書類が手続き完了した後の返戻は公文書電子データとなり、ペーパーレス化が可能

電子申請で手続き可能な主な届出

雇用保険資格取得届、雇用保険資格喪失届(離職票の発行含む)

雇用保険雇用継続給付申請(高年齢・育児・介護)

※上記の他、労働保険関係、社会保険関係、年金関係の申請も可能

申請開始準備として、主に以下のいずれか1点が必要です。

①GビズID(無料)の取得

1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム

②電子証明(有料:年間概ね5,000円程度必要)の取得

認証局と呼ばれる機関が発行しているシステム(e-Govサイト参照)

※公的個人認証(マイナンバーカード)を電子証明として使用することも可能

パソコンの環境設定や導入に関する連絡先

電子申請にはe-Govという電子申請システムを利用するため事前設定が必要です。e-Govサイトを参照ください。

● 電子政府利用支援センター TEL.050-3786-2225

環境設定や操作方法に関する問い合わせは以下の専用サポートデスクへ
e-Govホーム>電子申請>自動チャット>e-Govサポートデスク

雇用保険の電子申請利用に関する相談先(専用窓口)

● 新潟労働局雇用保険電子申請事務センター TEL.025-280-0306